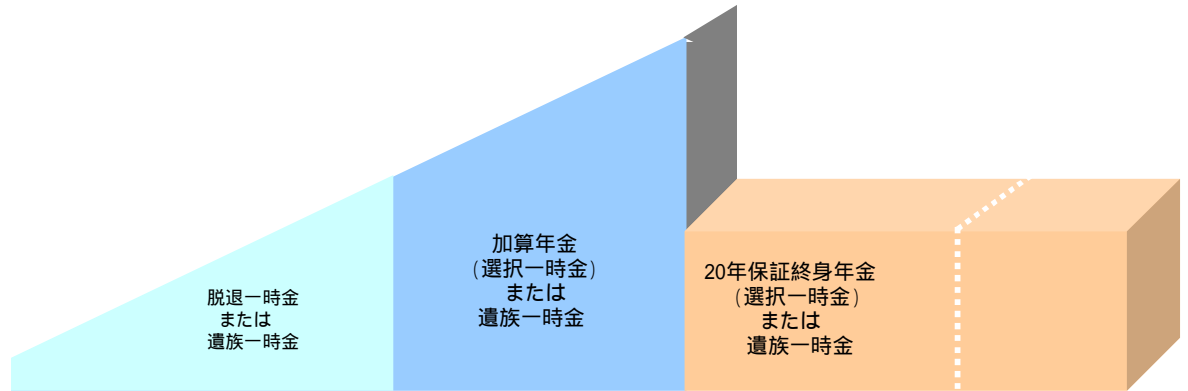


加算部分給付のしくみ

加算部分

基金独自の退職金制度の終身年金または一時金が支給されます。



給付の種類	支給要件	支給時期
加算年金 選択一時金	加入期間15年以上で 60歳未満で脱退したとき 60歳以上で脱退したとき 在職中のとき	20年間の保証期間があり、次の要件で支給 60歳から終身支給 脱退時から終身支給 65歳から終身支給
	脱退時または脱退後年金受給開始時までに加算年金に替えて一時金を希望したとき 年金受給中(20年の保証期間中)に加算年金に替えて一時金を希望したとき	一時金を選択したとき
脱退一時金	加入期間3年以上15年未満で脱退したとき 加入期間3年未満で在職中に65歳になったとき	脱退したとき (加入期間3年以上10年未満かつ55歳未満で脱退したときは選択により企業年金連合会から年金支給) 在職中に65歳になったとき
遺族一時金	加入期間3年以上で在職中に死亡したとき 脱退後、加算年金の受給権者が年金受給開始前に死亡したとき 加算年金受給中(20年の保証期間中)に死亡したとき	死亡したとき